

物品供給等契約案件における随意契約結果について(特名随意契約)

6 月分

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由(注1) (随意契約理由番号)	WTO
1	柴島浄水場第2取水ポンプ場取水ポンプ4号吐出し弁修繕	産業用機器	(株)クボタパイプテック	1,987,200	2014年6月30日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
2	臭素酸測定用イオンクロマトグラフ 修繕	理化学機器	(株)ジェイ・サイエンス関西	1,987,200	2014年6月30日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—

(注1)文中、「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号」と読み替えるものとする。

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場第2取水ポンプ場取水ポンプ4号吐出し弁修繕

2 契約の相手方

㈱クボタパイプテック

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場の第2取水ポンプ場に設置している電動吐出し弁の修繕を行い、機能回復を図るものです。

当該弁設備は、㈱クボタが独自に設計、製作したものであり、修繕には当該設備の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術による機器の製作が必要であり、機器の取替作業や試験調整による動作確認・機能保証を行うには同様の知識と技術を必要とします。

また、本修繕の施工範囲は既設設備と一体となって機能を発揮する関係にあり、㈱クボタからの当該設備の修繕等の維持管理を移管されている㈱クボタパイプテック以外のものに施工させ、既設設備の使用において不具合が生じた場合、その責任の所在が不明確になるなど著しい支障が生じる恐れがあり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができなくなります。

よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話：06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

臭素酸測定用イオンクロマトグラフ 修繕

2 契約の相手方

(株)ジェイ・サイエンス関西

3 随意契約理由

本契約における臭素酸測定用イオンクロマトグラフ(サーモフィッシャーサイエントフィック株式会社製 ICS-5000)は、水道水質検査等に使用する極めて高い精度が要求される装置であり、本装置専用に成型及び加工され、一般に販売されていない精密部品並びに本装置特有の技術仕様に基づいて製造されたものです。

本修繕では、本装置の性能保証を確保する必要があり、一般に販売されていない専用の精密部品の調達及び本装置特有の技術仕様に関する知識が必要不可欠です。

なお、上記業者は修繕業務を行う本装置製造メーカーの大阪府内における唯一の代理店であり、これらの条件を満たすことのできる唯一の業者です。

よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部水質試験所(電話番号06-6815-2366)